

## 新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税の減免申請状況について

### 1 経緯

令和 2 年 4 月 7 日に閣議決定された（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策）において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険料（税）の免除等を行う。」との記載が盛り込まれました。

そこで、4 月 8 日付けにて、厚生労働省保険局の国民健康保険課、高齢者医療課から管内保険者への周知をお願いするとの旨の事務連絡がありました。

入間市では、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免をおこなうために『入間市国民健康保険税及び国民健康保険一部負担金減免等事務取扱要領』に当該減免措置に係る条項を追加する改定をおこないました。（適用日：令和 2 年 5 月 22 日）

併せて、要領の改定適用日と同日に市公式ホームページに記事を掲載し、当該減免申請の受付をスタートしています。なお、市公式ホームページ以外の周知・広報活動は以下のとおりです

- ① 市報号外に減免制度があることと相談窓口（国保医療課）を掲載
- ② 市報（7 月号）に記事掲載
- ③ 納税通知書の発送時に同封するリーフレットに記事掲載

### 2 減免の対象となる世帯

- ① 新型コロナウイルス感染症により世帯の 主たる生計維持者 が死亡、または 重篤な傷病を負った世帯もしくは廃業または失業した世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が一定以上減少する見込みの世帯のうち、次の(1)～(3)の全ての要件を満たす世帯
  - (1) 世帯の主たる生計維持者の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかの収入が、収入の種類ごとに見た場合に、前年と 比較して 30%以上減少していること
  - (2) 世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が 1,000 万円以下であること
  - (3) 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること

### 3 申請状況（令和 2 年 7 月 31 日現在）

	件 数	減 免 額
減 免	77	15,340,200円
却 下	19	—
審査中	8	
計	104	